

令和8年2月24日

分任契約担当官  
陸上自衛隊大村駐屯地  
第363会計隊大村派遣隊長 新谷 国洋

第363会計隊大村派遣隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
2	感染性医療廃棄物 ほか3件	大村駐屯地	8.4.1~ 9.3.31	8.2.24	8.3.11 1000	8.3.11 1000	なし	
	以下余白							

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒856-8516

住所長崎県大村市西乾馬場町416

契約機関名(担当) 陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊 (中村)

電話番号(内線) 0957-52-2131 (349)

# 見積依頼書

分任契約担当官  
陸上自衛隊大村駐屯地  
第363会計隊大村派遣隊長 新谷 国洋

以下のとおり見積を依頼します。

## 1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6S8C10300130	6SUY1CM0005 0001						
品名 または 件名							
感染性医療廃棄物 ほか3件							
部品番号 または 規格							
20L (ペール缶)							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
50.00	EA						
納地または工事場所				引渡場所			
大村駐業				大村駐屯地医務室			
搬入場所				納期または工期			
大村駐屯地医務室				令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 契約条項を示す場所

標準契約書及び入札心得等については、第363会計隊大村派遣隊契約班及び西部方面隊ホームページに掲示する。

## 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和8年3月11日(水)10時00分 大村会計隊 事務室

## 4 決定方式及び契約方式

決定方式：単価 契約方式：随意契約

## 5 注意事項

### (1) 実施要領について

オープンカウンター方式実施要領及び「入札及び契約心得」による。

### (2) オープンカウンター方式件名リストの提示場所：陸上自衛隊西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/f/wae>)・大村駐屯地

### (3) 契約書等作成：契約者は決定後、契約金額により「駐屯地用標準契約書等」の様式により作成する。

### (4) 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「単価契約に関する特約条項」

### (5) その他

ア 参加希望者は、実施要領にしたがって申し込みを必ず行ってから実施すること。

イ 申し込みのあった者については、市場価格の調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

### (6) 問い合わせ先

〒856-8516 長崎県大村市西乾馬場町416

オープンカウンターに関する事項：陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊 契約班 中村

TEL 0957-52-2131 (内線 349)

FAX 0957-52-2131 (内線 344)



仕 様 書	作 成 年 月 日	令 和 8 年 2 月 5 日
	作 成 部 隊	大村駐屯地業務隊衛生科
	作 成 者	1 曹 坂口 和也
件 名	感染性医療廃棄物、非感染性医療廃棄物処理	
<p>1 適用範囲 本仕様書は、感染性医療廃棄物、非感染性医療廃棄物の処理に適用する。</p> <p>2 実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>3 規 格 (1) 感染性医療廃棄物 20L (ペール缶) (2) 感染性医療廃棄物 50L (ペール缶) (3) 感染性医療廃棄物 50L (段ボール箱) (4) 非感染性医療廃棄物 50L (ビニール袋)</p> <p>4 場 所 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地医務室</p> <p>5 一般事項 (1) 医療廃棄物収集・運搬はこの仕様書に基づいて実施する他、関係法律・条例・駐屯地規則に従い実施すること。又、関係法律、法規等の改正が行われた場合は、この仕様書の内容を変更することが出来るものとする。 (2) 役務履行中、疑義を生じた場合は監督官と協議し実行すること。 (3) 産業廃棄物管理表は最終（中間）処理後30日以内に確実に返納すること。尚、返送できない場合は速やかにその理由を報告すること。 (4) 処理業者の処理資格の確認は許可書の写しで確認するものとし、その写しを提出すること。 (5) 処理施設及び最終処理現場への排出事業者の立ち入りはこれを拒めないものとする。 (6) 回収容器及び袋については受託者が用意すること。</p> <p>6 その他 役務終了時、検査官により処理状況を点検し、不良の場合は再度処理を実施させる。</p>		